

2025 年5月 21 日

各 位

会 社 名 日 邦 産 業 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 岩 佐 恭 知
(コード 9913 東証 スタンダード/名証 メイン)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 水口 博嗣
(TEL.052-218-3161)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主であるGLOBAL ESG STRATEGY様(WALKERS CORPORATE LIMITED 190 ELGIN AVENUE GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9008 CAYMAN ISLANDS)(DIRECTOR 門田 泰人氏)(以下、「本株主」といいます。)より、当社の第74期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)における株主提案権の行使及び議案の要領の通知請求に関する2025年4月21日付の書面(以下、「本株主提案書」といいます。)を受領しておりましたところ、本日開催の当社の取締役会において、いずれの議題についても反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本株主による提案の概要及び提案の理由

(1) 議題

議題1	剰余金処分の件
議題2	定款の一部変更の件(監査等委員会委員長の社外取締役からの選任)
議題3	買収防衛策廃止の件

以下、上記議題1、議題2及び議題3をそれぞれ「本株主議題1」、「本株主議題2」及び「本株主議題3」といいます。

(2) 提案内容及び提案理由

「本株主議題1」、「本株主議題2」及び「本株主議題3」の議案の要領及び提案の理由は別紙をご参照ください。なお、別紙は、本株主から提出された本株主提案書の「議案の要領」及び「提案の理由」を原文のまま記載しております。

2. 本株主と Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd との関係

2025 年3月 27 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.が 2025 年3月 19 日現在で当社株式を所有している旨が記載されているところ、当社が把握している情報によれば、本株主は、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd が運用する投資ファンドであり、本株主の代表を務める門田泰人氏は、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd において本株主の運用を担当しているとのことです。

なお、金融庁が公表している「「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の受入れを表明した機関投資家のリスト(2025 年3月 31 日時点)上では、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd 及び本株主のいずれも、登録を確認することができませんでした。

3. 当社取締役会の意見

(1) 本株主議題1： 剰余金処分の件

① 当社取締役会の意見

- ・ 当社取締役会は、「本株主議題1」に反対いたします。

② 反対する理由

- ・ 当社取締役会は、「持続的な利益成長に合わせた増配」を株主還元の基本方針に掲げ、配当総額、配当性向ともに持続的に向上させていくことを経営上の重要課題として認識し、取り組んでおります。2025 年5月 21 日付「剰余金の配当に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、当社取締役会は、本定時株主総会に、2025 年3月 31 日を基準日とする剰余金の配当(1株当たりの期末配当金 76 円)について付議することを決議しました。この当社のご提案は、「中期経営計画 2025(以下、「中計 2025」といいます。))に基づいて、持続的な利益成長と、これに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上(増配)を両立させていくことを目的としたものでございます。
- ・ 近時の配当総額と配当性向は、下表のとおり、2022 年3月期、2023 年3月期、2024 年3月期にかけて向上させており、2025 年3月期においても、2024 年3月 25 日に改定した「中計 2025」の株主還元の目標値に沿って、継続的な増配をご提案させていただきました。

(単位:百万円)

	2022 年3月期	2023 年3月期	2024 年3月期	2025 年3月期
売上高	35,491	38,886	41,922	44,890
営業利益	1,342	1,912	1,918	1,970
純利益	1,031	1,269	1,457	1,396
1株当たり配当金	22 円	33 円	74 円	76 円(予定)
配当総額	200	300	673	692(予定)
配当性向	19.4%	23.4%	45.5%	49.0%(予定)

- ・ また、当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上を目指し、将来の利益成長につながる成長投資を行っていくことが、株主の皆様への利益の向上にも資するものであると考え、2024 年3月 25 日に改定した「中計 2025」に掲げたとおり、成長投資の計画枠を 30 億円から 60 億円+ α に倍増し、さらに 2025 年5月 13 日に更新した「中計 2025」の成長投資の計画枠(60 億円+ α)の使途と獲得目標に基づいて、各取り組みを実践しているところでございます。

成長投資の計画枠(60 億円+ α)の使途	金額
・ 既存事業の機能強化に…	約 30 億円+ α
・ 新事業の基盤づくり、R&D、能力増強・自動化と人的資本投資に…	約 30 億円+ α

※ 当社の「中計 2025」の詳細は、以下の URL をご参照ください。

(<https://www.nip.co.jp/ir/.assets/cyukei2025.pdf>)

- ・ これに対して、「本株主議題1」は、当事業年度の1株当たりの期末配当金として、配当性向 100%を超える 176 円、若しくは当期純利益金額が 13.8 億円を上回る場合には、純資産配当率(DOE)10%相当額を求めるものであり、上述のとおり、「中計 2025」の最終年度として成長投資の実行に向けた各取り組みを実践している中において、当社が将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上(増配)を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。

従いまして、当社取締役会は「本株主議題1」に反対いたします。

(2) 本株主議題2: 定款の一部変更の件(監査等委員会委員長の社外取締役からの選任)

① 当社取締役会の意見

- ・ 当社取締役会は、「本株主議題2」に反対いたします。

② 反対する理由

- ・ 当社監査等委員会及び監査等委員は、「内部統制システムの構築・運用の状況に対する監視及び検証を行うとともに、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査並びに、取締役、使用人及び、会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告若しくは、提案、使用人に対する助言若しくは、勧告又は、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる」役割を担っており、法律面、社内制度面及び、実態面においても、その独立性を十分に確保しております。
- ・ これに対して、「本株主議題2」は、監査等委員会委員長の社外取締役からの選任を求めるものです。
- ・ しかしながら、かかるご提案は、「エレクトロニクス」、「モビリティ」及び、「医療・精密機器」の複数の事業セグメントと「商社とメーカー」という複数のビジネスモデルを有するという当社の特長とこの特長を踏まえた上で監査の実効性を高めていくためには、「社内業務」、「組織運営」、「社員活躍」等に関する十分な理解が必要となることを考慮の外に置いています。監査等委員である取締役の独立性を確保することについては、社内・社外を問わず当然のことですが、当社取締役会及び監査等委員会は、社内業務等に精通している常勤の社内取締役が監査等委員長を務め、あわせて専門家である弁護士及び、会計士、会社経営者等を含む複数のプロフェッショナルによって監査等委員会を構成することが、監査の実効性をより高めるものと考えております。

従いまして、当社取締役会は「本株主議題2」に反対いたします。

(3) 本株主議題3: 買収防衛策廃止の件

① 当社取締役会の意見

- ・ 当社取締役会は、「本株主議題3」に反対いたします。

② 反対する理由

- ・ 当社及び子会社(以下、「当社グループ」といいます。)は、お客様と緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行っており、その中には、お客様がとても大切にされているコア技術を当社グループの主要事業の用に供しているものがございます。
- ・ このような状況下において、十分な検討がなされないままに当社に対する大規模買付行為が行われ、支配権の異動がなされた場合、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、お客様から当社グループに供与された機密情報の使用を禁じられ、返却を求められることになれば、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保できなくなる可能性が否めません。
- ・ 当社取締役会は、このような状況を踏まえ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためには、大規模買付者に対して情報提供を求め、その提供された情報を当社取締役会が検討・評価するプロセスを確保することができるようにするために、「買収への対応方針」の継続が必要であるとの結論に至り、本定時株主総会に議案として提出することを独立社外取締役全員を含む全取締役の賛成により決議しております。
- ・ 当社が「買収への対応方針」を再導入した 2019 年以降、社会情勢や会社の支配権をめぐる考え方が大きく変化する中、2023 年 8 月に経済産業省より「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」(以下、「買収行動指針」といいます。)が公表されました。

- ・ 買収行動指針においては、これまで「買収防衛策」と定義されていた用語が「買収への対応方針」と変更され、また 2005 年指針の運用状況、その後の裁判例、機関投資家の議決権行使行動の変化等を踏まえ、買収への対応方針を定めることの意義が、以下のように述べられています。

- ・ 対象会社やその株主に対して必要な時間や情報が提供されずに買収がされることや、買収者が対象会社や一般株主の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的として経営支配権を取得することなどで、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう可能性もある。
- ・ 現状は、こうした事態に公開買付制度等の法制度のみで対応するのではなく、事案に応じ、企業が差別的な内容の新株予約権無償割当てを利用した買収への対抗措置を用いた方針（買収への対応方針）を定め、それに基づく対抗措置を発動することがあり、これが適法であると裁判例で認められている場合もある。
- ・ こうした買収への対応方針が適切に用いられる場合には、株主に検討のための十分な情報や時間を提供するとともに、取締役会に買収者に対する交渉力を付与し、買収者や第三者からより良い買収条件を引き出すことを通じて、株主共同の利益や透明性の確保に寄与する可能性もある。

- ・ 当社は、この買収行動指針の内容を踏まえ、2019 年以降、各定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただいた「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」へ改めるとともに、主に以下のとおり見直しを行い、2024 年6月 25 日開催の第 73 期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続をご承認いただいております。

- ① 取締役会においてその勧告を最大限尊重するものとしている独立委員会について、独立社外取締役から構成される旨を独立委員会規則上も明記することとしました。
- ② 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく株主総会を招集することとしました。

- ・ これに対して、「本株主議題3」は、「防衛策の再導入が決定された 2019 年からは既に6年が経過しており、買収防衛策の継続は、今や時代に逆行した方策であることは明白である」として、その廃止を求めるものです。
- ・ 当社の「買収への対応方針」は、上述のとおり、経済産業省の買収行動指針の内容を踏まえて、見直しを図っており、一方で、当社グループにおける買収への対応方針を必要とする状況は、変わっておらず、企業価値の向上及び株主共同の利益を損なうような大規模買付行為がなされる可能性は否定できません。

従いまして、当社取締役会は「本株主議題3」に反対いたします。

なお、本株主議題3は、個別の議案として取り扱うのではなく、当社が本定時株主総会に会社提案として付議する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件」に対する反対の意向表明として取り扱います。

<本株主提案書の内容>

注: 以下の内容は、本株主提案書記載の各議題に関する「議案の要領」及び「提案の理由」です。

第 1 提案する議題

議題 1: 剰余金処分の件

議題 2: 定款の一部変更の件（監査等委員会委員長の社外取締役からの選任）

議題 3: 買収防衛策廃止の件

第 2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題 1: 剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 一株当たり配当額

金 176 円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金 176 円）。なお当期純利益金額が 13.8 億円を上回る場合には、冒頭の 176 円を、純資産配当率(DOE、「配当総額÷純資産合計(連結財務諸表数値)」により算出する。)10%相当額に読み替えるものとする。

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額(配当総額は、1 株当たり配当額に 2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した金額)

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日

(オ) 配当金支払開始日

2025 年 7 月 15 日(火曜日)

(2) 提案の理由

当社は、「長期経営目標 2031」¹において、財務規律として Net D/E レシオ 0.6 倍以内とすると公表しましたが、その達成のための具体的な施策及び定量的な経営目標は何ら示されていません。当社は依然ネットキャッシュ約 29.5 億円²を有し、非効率な資本構成の改善の見込みもないと言わざるを得ません。また、昨年 3 月に「中期経営計画 2025」を改定し、投資計画枠を 30 億円から 60 億円に引き上げたものの、ネットキャッシュは 2024 年 3 月末から同 12 月末にかけて増加しており、中期経営計画 2025 は今年度が最終年度である中、株主還元の増額を避けるために現実的には実行不可能な水準の投資枠の拡大をしただけのようにも見えます。

当社が現時点で十分に具体的な投資計画を示すことが出来ない以上、配当性向を高めることで、株主

¹ 当社 2024 年 11 月 5 日付「長期経営目標 2031」 <https://www.nip.co.jp/ir/assets/vision2031.pdf>

² 当社 2025 年第 3 四半期決算短信 <https://www.nip.co.jp/ir/assets/20250204-1.pdf>

資本を圧縮し、ROE を引き上げ、企業価値及び株主価値向上の施策を採るべきであることから、純資産配当率(DOE) 10%相当額の配当を提案します。

2. 議題 2: 定款の一部変更の件(監査等委員会委員長の社外取締役からの選任)

(1) 議案の要領

現行の定款「第 5 章 監査等委員会」の章に、第 29 条として、以下の条文を新設し、現行定款第 29 条以降の条数を各々 1 条ずつ繰り下げる。なお、本株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(監査等委員会委員長)

第 29 条 当社の監査等委員会委員長は、監査等委員である社外取締役から 1 名を選任するものとする。

(2) 提案の理由

当社の監査等委員会委員長は、社内取締役が歴任し、現在は、川邊浩之氏が監査等委員長に就任しています。監査等委員は取締役の職務の執行を監査することが期待され、その過半数が社外取締役であることが法定されています。また、法令上常勤者の設置は義務付けられておらず、監査等委員である取締役は、「経営陣からの独立性を確保する必要がある」³ものとされており、取締役でありながら取締役の職務執行を監督する監査等委員の業務の遂行には、常勤の社内取締役ではなく、むしろ、第三者的立場から客観的に経営陣を監視できる、社外取締役の関与が期待されています。このような監査等委員会において、その委員長が社内出身者であれば、全体の監視監督機能が減退しかねず、ひいては、当社のコーポレート・ガバナンス全体の有効性に疑義を生じさせる要因となり得ます。監査等委員長については社外取締役から選任することが望ましいと考えます。

3. 議題 3: 買収防衛策廃止の件

(1) 議案の要領

2019 年 4 月 23 日開催の当社取締役会に基づき導入、第 68 期定時株主総会決議に基づき継続され、直近では 2024 年 5 月 21 日開催の当社取締役会及び第 73 期定時株主総会に基づき継続された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を廃止する。

(2) 提案の理由

当社は、昨年の総会での我々の買収防衛策継続への反対の意向表明への取締役会意見において、令和 3 年時点で「このような買収防衛プランの導入は当社の各株主総会決議により大多数の株主の承認を受けている。」とした名古屋高等裁判所の決定を引用し、買収防衛策の「再導入」の正当性根拠としています⁴。しかし、昨年の総会での買収防衛策継続への可決に至る賛成率は 52.85%⁵と、過半数を僅かに上回るに留まっており、もはや、大多数の株主の賛成を得ているとは言えません。防衛策の再導入が決定された 2019 年からは既に 6 年が経過しており、この間に、社会情勢や会社の支配権をめぐる考え方は大きく変化しています。買収防衛策の継続は、今や時代に逆行した方策であることは明白であり、市場からの規律を働かせる観点からも廃止すべきです。現行の買収防衛策の有効期間は、本第 74 期株主総会終結時までであり⁶、我々は、これを更新しないことを提案します。

以上

³ 「監査役／監査等委員／監査委員 新任ガイド〈2025 年版〉」 30 頁

https://www.Kansa.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/e1001_20250328_02.pdf

⁴ 当社第 73 期定時株主総会招集通知 <https://www.nip.co.jp/ir/assets/73-syousyu.pdf>

⁵ 当社 2024 年 6 月 26 日付臨時報告書 <https://www.nip.co.jp/ir/assets/20240626-2.pdf>

⁶ 当社買収防衛策 2. 本プランの内容(3)本プランの有効期間、廃止及び変更